○外務省令第十四号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

外務大臣　茂木　敏充

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） アジア地域 ［略］ マニラ（フィリピン） セブ（フィリピン）	**別表**（第一条関係） アジア地域 ［同上］ マニラ（フィリピン）
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

○財務省令第八十九号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び第二項並びに関係法律の規定に基づき、国債規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

国債規則等の一部を改正する省令

（国債規則の一部改正）

第一条　国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第十三条　国債証券カ汚染又ハ毀損シタルトキハ其ノ所有者又ハ所持人ハ之カ引換ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ニ該国債証券ヲ添ヘ之ヲ取扱店ニ提出スルトトモニ本人確認書類ヲ提示スベシ ［一～四　略］ 五　請求者ノ氏名又ハ名称及住所	**第十三条**　国債証券カ汚染又ハ毀損シタルトキハ其ノ所有者又ハ所持人ハ之カ引換ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ左ノ事項ヲ記載シ且記名捺印シタル書面ニ該国債証券ヲ添ヘ之ヲ取扱店ニ提出スベシ ［一～四　同上］ 五　請求者ノ住所
第十五条　［略］ ［②］　前項ノ請求ヲ為サムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ニ該国債証券ヲ添ヘ之ヲ取扱店ニ提出スヘシ ［一～五　略］	**第十五条**　［同上］ ［②］　前項ノ請求ヲ為サムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ且記名捺印シタル書面ニ該国債証券ヲ添ヘ之ヲ取扱店ニ提出スヘシ ［一～五　同上］